平成２９年（フ）第３５１号
神戸市東灘区御影１丁目22番９－202号
債務者　山西　悟史
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５２号
神戸市長田区宮丘町２丁目２番13号　さくらハイツ101号、従前の住所神戸市長田区萩乃町３丁目３番７号　ときわ萩乃ハイツ102号
債務者　壽本　富男
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７６号
兵庫県三田市駅前町８番35号　206号
債務者　本田　理恵
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９１号
神戸市兵庫区御崎町１丁目６番27号、従前の住所神戸市兵庫区浜中町２丁目12番３－104号
債務者　河野亜矢子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９８号
神戸市北区甲栄台３丁目５番41－66号
債務者　小嶋　　学
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１４号
神戸市北区有野台２丁目９番６－306号
債務者　市川　恭子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２１号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目22番31号千鳥が丘ハイツ103号、従前の住所神戸市垂水区川原３丁目１番29号リッツ川原102号
債務者　村田　　旭
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目６番Ｅ－701号
債務者　鈴木　直高
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目50番地　ひかりハイツ102
債務者　菊田　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市浦郷町１丁目34番地１　ビューハイツ102
債務者　三影　　綾
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２７０号
神奈川県秦野市曽屋5836番地の１　コンフォース205号
債務者　山本　雄一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２８０号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目29番９－402号　メゾン星崎
債務者　金阿弥茂美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２６号
千葉県流山市名都借234番地の５　フジパレス南柏104
債務者　行川　和則
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５０号
千葉県松戸市串崎新田224番地の２　グランド・カオルⅡ番館102号
債務者　藤代　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５９号
千葉県柏市南逆井７丁目12番39号
債務者　立田　敬三
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９１号
千葉県松戸市吉井町９番地の２　福岡マンション102号
債務者　花井壽志子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２９６号
千葉県松戸市松戸新田520番地　ボナール上本郷103号
債務者　和田　有功
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部